

## 条例規則第 13 条で定める届出を要しない行為

- (1) 工作物を新築し、改築し、または増築することであって次に掲げるもの
  - ア 森林の保護管理のための標識または野生動植物の保護増殖のための標識その他これに類する工作物を設置すること。
  - イ 測量法第 10 条第 1 項に規定する測量標を設置すること。
  - ウ 水産資源保護法第 17 条第 1 項に規定する保護水面の管理計画に基づいて施設を新築し、改築し、または増築すること。
  - エ 河川法(昭和 39 年法律第 167 号)第 3 条第 2 項に規定する河川管理施設を改築すること。
  - オ 信号機、防護柵、土留よう壁その他道路、鉄道、軌道または索道の交通の安全を確保するための施設を改築すること(信号機にあつては、新築することを含む。)
  - カ 船舶の交通の安全を確保するための施設を新築し、改築し、または増築すること。
  - キ 船舶または積荷の急迫した危難を避けるための応急措置として仮設の工作物を新築すること。
  - ク 郵便差出箱、集合郵便受箱、信書便差出箱、公衆電話施設または電気通信事業法第 141 条第 3 項に規定する陸標を設置すること。
  - ケ 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路または空中線系(その支持物を含む。)を改築すること。
  - コ 気象、地象、地動、地球磁気、地球電気または水象の観測のための施設その他これに類する施設を新築し、改築し、または増築すること。
  - サ 法令の規定により、または保安の目的で標識その他これに類する工作物を設置すること。
- (2) 河川、湖沼等の水位または水量に増減を及ぼさせることであって次に掲げるもの
  - ア 田畑内の池沼等の水位または水量に増減を及ぼさせること。
  - イ 生息・生育地保護区が指定された際既にその設置に着手していた工作物を操作することにより当該生息・生育地保護区の区域内の河川、湖沼等の水位または水量に増減を及ぼさせること。
- (3) 木竹を伐採することであって次に掲げるもの
  - ア 自家の生活の用に充てるために木竹を択伐(単木択伐に限る。)すること。
  - イ 森林の保育のために下刈りし、つる切りし、または間伐すること。
  - ウ 湿原または草原の保護管理のためにいばら、かん木等を除去すること。
  - エ 枯損した木竹または危険な木竹を伐採すること。
  - オ 測量、実地調査または施設の保守の支障となる木竹を伐採すること。
  - カ 気象、地象、地球磁気、地球電気または水象の観測の支障となる木竹を伐採すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、次に掲げる行為
  - ア 農業、林業または漁業を営むために行う行為(次に掲げるものを除く。)
    - (ア) 工作物を新築し、または増築すること。

(イ) 宅地を造成し、または土地を開墾すること。

(ウ) 水面を埋め立て、または干拓すること。

イ 教育、試験研究または学術研究のために行う行為(工作物を新築し、または増築することを除く。)

ウ 犯罪の予防または捜査、避難者の救助その他これらに類する行為

エ 法令に基づく検査、調査その他これらに類する行為

オ 法令またはこれに基づく処分による義務の履行として行う行為

カ 工作物の修繕のために行う行為

キ 建築物の存する敷地内で行う行為(建築物を設置することを除く。)

(5) 前各号に掲げる行為に付帯する行為